

北海道告示第10814号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。

平成28年10月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

武田ビル長崎屋 釧路店
釧路市幸町14丁目1番地の9

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

武田商事株式会社 代表取締役 武田 雄人
釧路市幸町14丁目1番地の9

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 9,514平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成28年8月31日

(6) 廃止する理由

店舗閉鎖のため

2 届出年月日

平成28年10月14日